



はばたき福祉事業団は、薬害エイズ被害者の救済事業を行う団体です

献血のお願い

患者のための血液新法を

バイエル「コージネイト」問題から改めて訴える

はばたき福祉事業団 理事長 大平勝美

薬害エイズ訴訟の和解の約束事項に、薬害再発防止の取り組みがあります。薬害エイズの教訓として、献血による血液製剤の安全性確保

・国内自給確立・安定供給を根幹とする血液事業の抜本的改革による血液新法が患者の強い要求です。血液製剤の安全と安定供給については、患者に対する献血者の方々の善意や、日本赤十字社の献身的な採血業務などから、医療者や最終ユーザーである患者までの総括的でクリアな医療の流れが必要で、また、最近増加している遺伝子組換え凝固因子製剤・リコンビナント製剤（厚生労働省では、組換え血液凝固因子製剤）についても、血液新法の枠組みに入れて安全性監視などを血液製剤と同様にすることが必要です。

米国バイエル社が生産し、バイエル薬品(株)が輸入販売している組換え血液凝固第Ⅷ因子製剤「コージネイト」は、昨年十一月にFDA（米国食品医薬品局）の製造工程査察が入り、環境モニタリングデータ評価から製造工程初期段階での管理指標を逸脱した微生物が認められたとして、三月九日に出荷を一時停止。そのため、日本の凝固第Ⅷ因子製剤の四〇%以上を占めるコージネイトの供給が滞ることとなり、その後のFDA査察指摘事項の改善にも時間がかかるとしてバイエル薬品(株)は補完的供給社の立場を表明しました。このため、日本での凝固第Ⅷ因子製剤は当面献血血液からつくられる日赤のクロスエイトMなどに大きく依存することとなり、現在この難局を献血者への呼びかけ献血増進や日赤の

血液凝固第Ⅷ因子製剤製造のフル生産をお願いする状況にあります。ぜひ多くの方々に献血の重要性を知っていただきたいと各方面をお願いしています。

血液凝固因子製剤リコンビナント製剤の安全性・安定供給については、先の中央薬事審議会企画・制度改正特別会で大平・花井患者委員や日赤委員からも大きな懸念を表明し、リコンビナント製剤の安全監視・供給について血液新法の中に入れてべきと主張していたところでした。薬害エイズ事件の教訓からも多様な製剤の供給・選択が可能な状況が患者にとって望ましいことです。しかし、リコンビナント製剤が海外の二大メーカーに独占されており、この度のコージネイト事件でも製造元で何が起きているか厚生労働省が

直接監察できないことは、日本の患者にとって安全確認を第一に信頼性・安定供給など大きな不安が残りました。患者にとって衝撃的であり怒りを噴出したのは、患者の前でバイエル薬品(株)社長が将来的にも安定供給は保障できないと声明したことです。また、薬事・食品衛生審議会薬事分科会血液事業部会での説明でもバイエル社は「Supplemental supplierとしての責任しか果たすことができません。日赤を始めとする関係各社の協力をお願いします」と表明しました。加害製薬会社でもあるバイエルの責任が問われます。改めて、はばたき賛助会員のみならず、さまにも献血のご協力をお願い致します。

# 十三年度 新たな事業を推進

はばたき福祉事業団 理事長 大平 勝美

今年、六月に北海道で「はばたき福祉事業団評議会・理事会」を開催いたしました。はばたき福祉事業団は、設立五年目を迎え、三期目の新役員体制のもと、遺族の被害実態調査とライブラリー事業という二つの大きな課題に着手していきま

## 遺族調査がいよいよ始まります

瀬戸 信一郎

生活実態について当事者の視点から調査を行う調査事業、薬害再発防止や偏見・差別への取り組みなど、現在まで継続してきた事業についても引き続き取り組みます。政策提言を

薬害エイズは遺族に大きな心理的被害を与えました。それは決して終わることのない被害であると言つこともできます。全国の遺族を対象に三年計画で実態調査を行います。またライブラリー事業は薬害再発防止をめざして、薬害エイズ・血友病等に関する図書・資料を収集し、将来は薬害エイズ資料館建築につなげていきたいと考えています。運営についても、恒久的に継続することをめざし、財政基盤の整備や効率的運営に努力し、少数精鋭の事務局体制で進める所存です。

「遺族の被害は終わっているどころか現在進行形である」「被害は心理的なもの、健康障害、経済的なもの、家族・人間関係にまで及んでいる」。相談事業に関わっているうちにますます深まってきた実感です。「こうした現在進行形の遺族被害の実態を私たちの手で明らかにし、解決の道を探りたい」。そうした積年の思いが、厚生労働大臣を動かし、今年度から三年計画で始まったのが「薬害HIV感染被害者(遺族)生活実態調査」です。相談事業の一環として展開されます。東京と大阪訴訟原告・弁護団メンバーに、九八年

患者対象総合基礎調査に協力いただいた東京大学健康社会学教室を中心とする精鋭研究者が加わり、デリケートな問題をもはらむ遺族調査をどのように進めるか、現在慎重に検討しています。三組のトライアル聞き取り調査結果に基づいた研究者の深い読み、遺族メンバーはじめ私たちは深い感銘を受けました。「実りある調査になる!いや、そうしなければならぬ!」という思いを胸に、襟を止して進めてまいります(秋口から本格的な予備調査に入ります)。

## ライブラリー事業を始めます

藤木 智

理事長からのあいさつにもありますように、はばたき福祉事業団では、本年度の重点事業のひとつとしてライブラリー事業を立ち上げました。これは、薬害エイズに関連する書籍、HIV訴訟原告団の活動の記録、さまざまな医療情報等、今後散逸しかねないさまざまな貴重な資料を収集、整理・保存し、閲覧に供して後世に伝え、将来的

子保存化を進め、将来的にはインターネットなどで検索、閲覧が可能になるようなシステムの構築を計画しております。ライブラリーに提供してもよい、という資料をお持ちの方がおられましたら、ぜひ、事務局までご連絡下さい。

一九八〇年代から現在にかけて、原告団、弁護団、はばたき福祉事業団などで集積してきた書籍・資料等は膨大な量に上り、その整理もまだ端緒についたばかりですが、随時作業を進めていき、近い将来には閲覧に供することができるようになるとともに、長期の保存に耐えるように電



ホームページが開設されました  
<http://www.habataki.gr.jp>

# 薬害エイズ

## 安部裁判

業務上過失致死罪に問われてい

た元帝京大学副学長の安部英被告

に対して、三月二十八日に東京地

裁で判決が下されました。結果は

すでにご存知のとおり、無罪。予

想だにしない判決に、法廷には驚

きの声があがったといえます。ま

た悔しさに涙する者も…。

裁判で争点となったのは、安部

被告が非加熱製剤に対する危険性

を認識できたか、血友病患者の感

染・死亡を他の手段で回避するこ

とができたか、の二点でした。一

点目については、予見可能性はあ

ったものの、その程度は低かった

という判断。後者については、ク

リオに比べて非加熱製剤は副作用

や止血効果の点で優れているこ

と、また多くの血友病医が非加熱

製剤を投与していた事実を重視

し、安部被告だけに過失責任を認

めることはできない、と判断しま

した。

薬害エイズ事件の刑事裁判であ

る「官・業・医」三ルートのなか

で、「医」は他の二ルートと異な

り、患者

は特別な

感情を持

つていま

す。幼い

頃から治

療を受

け、日常

的に医師

と接する

中で、医

師に対す

る信頼関

係が醸成

されてき

ました。

患者にとって医師は、自分の体を

守ってくれる存在であったはず。

医師が患者のために危険な非加熱

製剤を使用するなど、考えもしま

せんでした。まさしく背信行為だ

と言えます。

今回の判決は医学論文や科学雑

誌を軸に展開されていて、「医」

と密接な関係にあった血友病患者

と被害者の存在がまるで無視され

ています。医学論争に振り回され

た挙句、無罪判決を受けた被害者

の方の気持ちは、察するに余りあ

ります。

四月十日、検察は控訴し、引き

続き高裁で争われることになりま

した。二度とこのような薬害事件

をおこさせないためにも、被害者

の命をないがしろにした判決を繰

り返させるわけにはいきません。

新たな闘いの始まりです。

### 安部判決報告集会

安部裁判終了後、弁護士会館・クレオにて、東京・大阪両日IV訴訟原告団主催の薬害エイズ事件報告集会「医師が裁かれた日 薬

害エイズ・和解から五年」が開催されました。

まず原告団代表から、ACC(エイズ治療・研究開発センター)を中心とした全国のエイズ医療体制や、薬害根絶「誓いの碑」の建立

などを勝ち取ってきた和解後五年間の原告団の歩みが報告されまし

た。

また、ジャーナリストの櫻井よしこさんや民主党の菅直人衆議院議員をはじめ、多数の来賓の方々も駆けつけて下さいました。当初から安部裁判の傍聴を続けてきた

櫻井さんは、「判決は許せない」と強い口調で語り、また薬害エイズ被害者でもある民主党の家西悟衆議院議員は、無罪判決に肩を落と

とした二百人あまりの集会参加者を鼓舞するように、「この判決を機にもう一度薬害エイズ問題を盛り上げ、大きな運動につなげていこう」と訴えました。壇上上がった全ての方から、「不当判決」に対する怒りの声が上がリ、さながら控訴審に向けた決起集会のようでした。



2001年3月28日(水) 薬害エイズ事件報告集会  
医師が裁かれた日～薬害エイズ・和解から5年～

## 平成12年度収支計算書

平成12年4月1日～平成13年3月31日

## 収入の部

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異
賛 助 会 費 収 入	3,000,000	1,664,000	1,336,000
遺 族 等 相 談 事 業 収 入	32,540,500	28,308,000	4,232,500
寄 付 金 収 入	6,000,000	5,799,348	200,652
抛 出 金 取 崩 収 入	32,474,845	38,269,485	-5,794,640
基 本 財 産 利 息 収 入	200,000	160,439	39,561
抛 出 金 利 息 収 入	1,800,000	1,571,842	228,158
雑 収 入	480,000	462,490	17,510
繰 越 収 支 差 額	6,790,155	6,790,155	0
収 入 合 計	83,285,500	83,025,759	259,741

## 支出の部

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異
調 査 研 究 事 業	3,500,000	1,303,735	2,196,265
患者調査フォローアップ事業	3,000,000	1,303,735	1,696,265
遺 族 調 査 準 備 作 業	500,000	0	500,000
医 療 対 策 事 業	3,600,000	2,118,775	1,481,225
治 療 検 診 事 業	400,000	0	400,000
フ ォ ロ ー ア ッ プ 事 業	400,000	288,970	111,030
患 者 家 族 医 療 相 談 会	1,000,000	263,095	736,905
医 療 顧 問 班 ・ 医 療 研 究 会	300,000	48,440	251,560
医 療 情 報 活 動 費	1,500,000	1,518,270	-18,270
相 談 事 業	37,340,500	33,530,114	3,810,386
事 務 所 相 談	20,740,500	21,567,891	-827,391
訪 問 相 談	1,500,000	923,495	576,505
遺 族 相 談 会	4,000,000	2,376,548	1,623,452
地 方 相 談 会	4,500,000	4,434,748	65,252
相 談 員 研 修	1,800,000	1,596,797	203,203
遺 族 相 談 会 交 通 費 補 助	4,000,000	2,079,240	1,920,760
献 花	800,000	551,395	248,605
被 害 者 福 祉 援 護 事 業	1,020,000	1,059,012	-39,012
患 者 家 族 宿 泊 施 設 運 営 事 業	520,000	340,570	179,430
支 部 役 員 研 修 会	500,000	0	500,000
図 書 室 運 営 費	0	718,442	-718,442
教 育 啓 発 事 業	3,250,000	1,797,296	1,452,704
学 会 ・ 会 議 参 加 費	250,000	139,690	110,310
賛 助 会 員 交 流 会	600,000	0	600,000
講 演 会 事 業 費	300,000	0	300,000
パ ン フ レ ッ ト 作 成 費	600,000	534,712	65,288
機 関 紙 費	800,000	403,434	396,566
賛 助 会 員 募 集 事 業	150,000	8,110	141,890
医 療 被 害 勉 強 会	300,000	267,788	32,212
図 書 購 入 費	250,000	443,562	-193,562
管 理 運 営 費	33,975,000	26,924,698	7,050,302
会 議 費	6,250,000	1,837,985	4,412,015
事 務 局 研 修	1,126,000	30,789	1,095,211
本 部 ・ 支 部 運 営 費	5,958,000	4,497,165	1,460,835
本 部 ・ 支 部 人 件 費	16,900,000	16,943,746	-43,746
本 部 ・ 支 部 事 務 所 維 持 費	3,741,000	3,615,013	125,987
特 別 支 出	0	163,403	-163,403
支 部 自 主 活 動 費	0	163,403	-163,403
敷 金 ・ 保 証 金 支 出	0	2,892,000	-2,892,000
電 話 加 入 権 支 出	0	45,990	-45,990
当 期 支 出 合 計	82,685,500	69,835,023	12,850,477
次 期 繰 越 収 支 差 額	600,000	13,190,736	-12,590,736

# ハンセン裁判 & 集会



五月十一日、熊本地裁においてハンセン病国賠訴訟の判決が下されました。判決は、強制隔離政策は違法

であり、またらい予防法を改廃しなかった国会にも過失があったとして、国の責任を全面的に認めた内容でした。その後の原告団の粘り強い活動の結果、国は控訴せず、判決は確定。まさに画期的な判決でした。同日夜には報告集会が行われました。車椅子に乗った原告が入場すると、会場に詰め掛けた参加者から一斉に拍手がわき起こり、「全面勝訴判決」を祝福。場内は笑顔と熱気で包まれました。

原告の一人は、社会の偏見・差別を受け続けてきた過去を振り返り、この判決で「ようやく人間の回復がなされた」と語りました。

また、「熊本判決を第一歩として、全面解決を目指して頑張ろう」と今後の闘いに向けてさらに力強い言葉がありました。

隔離によって家族との交流も断たれ、また墮胎や断種を強制された苦しさは想像を絶するものがあつたと思います。エイズの偏見・差別を受けてきた私たちにとつても、この判決はたいへん喜ばしいものです。原告の皆様を心から祝福したいと思ひます。

## 中学生の学習旅行

医療相談の患者さんや報道関係者など、多くの方が事務所にみえます。この春には、学習旅行として、岩手県の盛岡市立厨川中学校（八人）と兵庫県の小野市立川合中学校（十六人）が事務所を訪れました。生徒たちがグループごとに自主的にテーマを決め、実際に現場に行つて学ぶというもの。今回訪れた生徒たちは薬害エイズ問題や医療過誤に関心を持っていて、あらかじめ調べてきたことや

疑問を理事長に質問し、その説明に熱心に耳を傾けていました。中学生の学習旅行の受け入れは、はばたきとして初めてのことでしたが、子供たちに薬害エイズの被害を直接伝える機会になり貴重な体験をしました。今後このような機会があれば積極的に対応していきたいと考えています。



## 日本輸血学会シンポ

六月二日、日本輸血学会による「みんな考えてよう、輸血の安全とコスト」という市民公開シンポジウムが行われました。パネラーの一人として大平理事長が参加。「薬害禍の教訓と血液行政の安全性確保」というテーマでスピーチしました。安易なコスト削減追求によって安全性を疎かにすれば、薬害や感染症等の拡大が生じると指摘し、検査体制の確立と安全性のチェックの重要性を改めて主張しました。最後に、献血を基盤にした輸血の安全確保と安定供給は国の使命であることを訴えました。

### 平成13年度予算

収入の部		(単位：円)
賛助会費収入	3,000,000	
遺族等相談事業補助金収入	39,540,500	
弁護団共通ファンド補助金	5,000,000	
寄付金収入	7,000,000	
拠出金取崩収入	31,539,144	
基本財産利息収入	200,000	
保有拠出金利息収入	1,800,000	
雑収入	488,000	
繰越収支差額	13,190,736	
収入合計	101,758,380	
支出の部		
調査研究事業	1,050,000	
医療対策事業	3,530,000	
相談事業	49,884,080	
被害者福祉援護事業	5,932,000	
教育啓発事業	3,250,000	
管理運営費	33,434,000	
特別支出	4,678,300	
支出合計	101,758,380	

# 各支部の活動から

## 講演活動をより活発に

北海道支部

原告団総会がはじめて地方開催となり、札幌で行われました。遠くは沖縄・九州からの参加者もあり、さわやかな六月の北海道を満喫していただきました。

安部判決は北海道の原告にとって大きな衝撃でした。六月に行った勉強会を集会に結びつけたいと考えています。

七月には一泊の支部役員研修会を行いました。昨年行われた感染被害者の実態調査の内容や、大学などで行っている講演活動の方法について議論を深めました。

## 地域別交流会を企画中

東北支部

今年度最初の取り組みとして五月二十五日に岩手県において医療講演等相談会並びに交流会を岩手在住の皆さんと一緒に実施しました。今まさに渦中にあるC型肝炎問題や日常における健康上の留意点なども先生にわかり易く説明して頂いたり、質問したりと充実した内容でした。しかし、まだまだ困難な問題も数多く埋もれているのも事実です。他の地域でも同様の会を企画中です。皆さ

んふるってご参加ください。そして、共に情報交換し考えていきたいと思えます。

## チャリティコンサートを準備中

中部支部

中部は、四月より人員の異動などで事務局体制が弱体化していますが、細々とではありますが、活動を続けております。本年度も昨年度までの経験を生かして、支部活動を継続して行きたいと考えております。

また、本年十二月十四日に、PLUS主催の、はばたき福祉事業団支援エイズチャリティゴスペルコンサートが、名古屋市民会館ホールで行われます。詳細については、さまり次第本紙でもお伝えしていきますので、ご注目下さい。

## 講演会や交流会も企画中

九州支部

暑い日が続いていますが、皆様いかがお過ごしでしょうか。九州支部では、六月に医療講演会・相談会と九州遺族会を大分県別府市で開催し、多くの方々と交流をすることができました。また、十月には今年度二度目の九州遺族会を佐賀県で開催することになり、既にその準備に取りかかっているところです。患者向

けの医療講演会や交流会も現在企画中です。引き続き皆様のご支援、ご協力の程よろしくお願いいたします。

## 賛助会員募集

### ロータリークラブ

### 参加報告

櫻井よしこさんのご紹介により、六月に賛助会員を募るため東京シテイ日本橋ロータリークラブ例会にお邪魔しました。

昼食時にははばたきの活動を紹介する時間をいただき、理事長の小平が挨拶、次に櫻井さんがはばたきの事



業について強力な宣伝をして下さいました。お陰さまで十一名の方から賛助会費や寄付金をいただき、その後も郵便振替などで申し込みが続いています。はばたきを知っていただく良い機会になりました。東京シテイ日本橋ロータリークラブの皆様ありがとうございました。

## 賛助会費振込みのお願い

私たちの活動は、多くの方々からの暖かいご支援、ご理解により支えられております。本年度も賛助会員の皆様には、ぜひお力添えを頂きたい存じます。郵便振込用紙を同封いたしますので、平成十三年度の賛助会費の納入をお願いいたします。また、お知り合いの方にも私たちの活動にご協力いただけるよう、お声をかけていただけると幸いです。

## \*賛助会員数

二〇〇一年八月末現在  
学生 三五名(四五口数)  
個人 六一九名(八二二口数)  
法人 三〇団体(七五口数)

## ●賛助会員募集中●

- 学生会員 年間 一〇 1,000円
- 個人会員 年間 一〇 3,000円
- 団体会員 年間 一〇 10,000円  
(何口でも結構です)

○はばたき福祉事業団の運営を安定させるために、賛助会員を募集しています。ご家族やお知り合いの方にも声をかけて頂けると幸いです。

- 賛助会員の皆さんには、ニュースをお送りします。
- お申し込みは、郵便振替用紙に住所・氏名等ご記入の上、会費を添えて、郵便局からお振込み下さい。

〈郵便振替〉  
口座番号 00130-2-396502  
名義 はばたき福祉事業団  
活動を進めるための大きな力となるご寄付もよろしくお願い致します。

## 編集後記

6月に北海道で行った全国原告団総会は、さわやかな空気と櫻井さんの講演で安部判決の苦さをひととき忘れさせてくれるものになりました。「HIV訴訟がなければハンセン訴訟はなかった」という弁護団の言葉も心に残ります。(す)

## はばたき福祉事業団

本部	〒162-0814	東京都新宿区新小川町9番20号 新小川町ビル5階 TEL 03-5228-1200 FAX 03-5227-7126
北海道支部	〒064-8506	札幌市中央区南4条西10丁目 北海道難病センター TEL/FAX 011-551-4439
東北支部	〒980-0804	仙台市青葉町大町2-3-12 大町マンション402号 増田法律事務所気付 TEL 022-215-0303 FAX 022-215-0301
中部支部	〒460-0001	名古屋市東区泉1-1-35 ハイエスト久屋5階 柴田・羽賀 法律事務所気付 TEL/FAX 052-241-5953(月・火・木のみ)
九州支部	〒814-0002	福岡市早良区西新4丁目9-39 中野ビル6階 西新共同法律事務所気付 TEL/FAX 092-717-6329